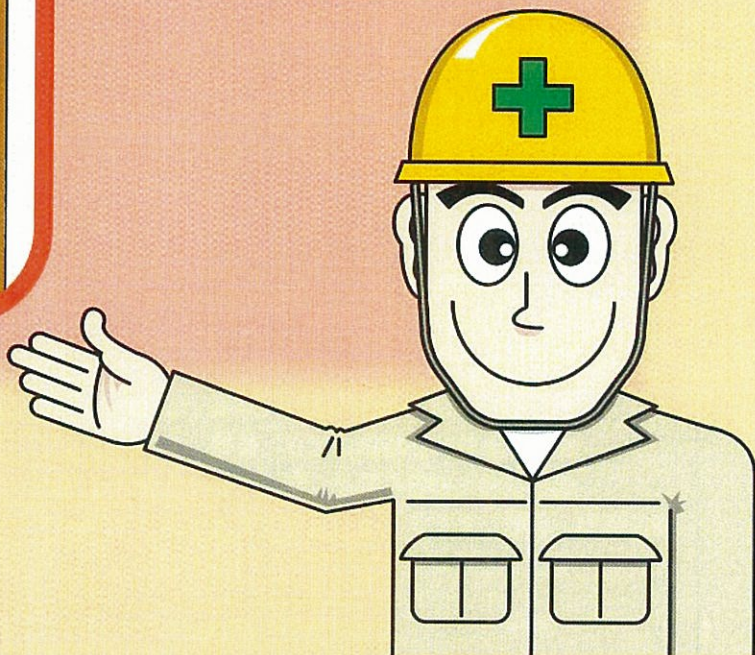
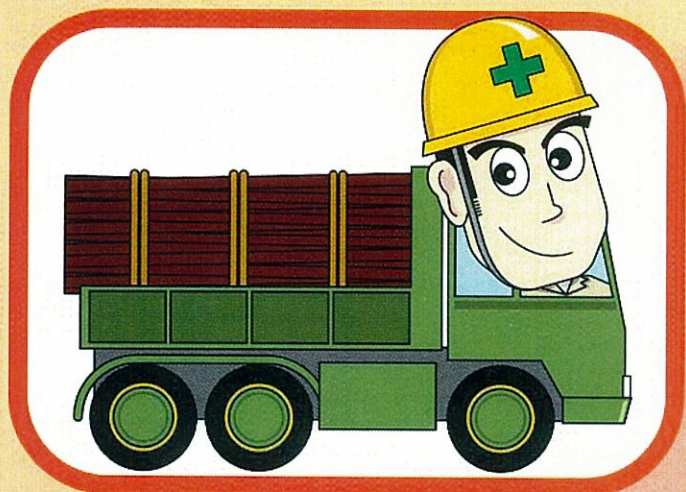


# 建築物の解体等に伴う 有害物質等の適切な取扱い



# 概要

## 建築物の解体等(改修)に伴う有害物質等の適切な取扱いパンフレット

建築物等には、多種多様の有害物質が使用されています。解体・改修工事等においてはこれらの有害物質を適切に処理することが必要となります。このパンフレットは、建築物等に一般的に使用されている**有害物質等の確認方法・処理方法等について紹介**しています。解体・改修工事における事前調査・事前措置の際に利用してください。

### <建設リサイクル法<sup>※1</sup>により元請業者の事前調査・事前措置が義務付けられています>

※1 正式名称：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

建設リサイクル法では、<sup>※2</sup>対象建設工事においては右図に示す手順で解体・改修工事等を実施することとされています。

また、事前調査・事前措置においては、下記の事項を確認又は措置しなければなりません。

※2 対象建設工事：対象建設工事は次の①、②の条件を満たす工事

①特定建設資材<sup>注1)</sup>を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等

注1) 特定建設資材

- コンクリート
- アスファルト・コンクリート
- コンクリート及び鉄から成る建設資材
- 木材

②その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準<sup>注2)</sup>以上のもの

注2) 対象建設工事の規模の基準

| 対象建設工事の種類              | 規模の基準        |
|------------------------|--------------|
| 建築物の解体                 | 床面積の合計 80㎡   |
| 建築物の新築・増築              | 床面積の合計 500㎡  |
| 建築物の修繕・模様替(リフォーム等)     | 請負代金の額 1億円   |
| 建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等) | 請負代金の額 500万円 |

#### —事前調査による確認事項—

- ① 対象建築物等の周辺の状況
- ② 分別解体等をするために必要な作業を行う場所
- ③ 廃棄物その他のものの搬出経路
- ④ 残存物品の有無
- ⑤ 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの
- ⑥ その他

#### —事前措置の内容—

- ① 作業場所および搬出経路の確保
- ② 残存物品の搬出の確認
- ③ 付着物の除去

残存物品はそれまでの使用者(通常解体工事の発注者)の処理となりますので、解体工事に先立ち搬出・処理されていることを確認します。

付着物等は、吹付け石綿等の有害物を含め右表(P.2<付着物等の例>参照)のようなものがあります。その他として、有害物質の事前調査・事前措置が必要です。

### <有害物質等は、各種の法律により取り扱い等が規制されています>

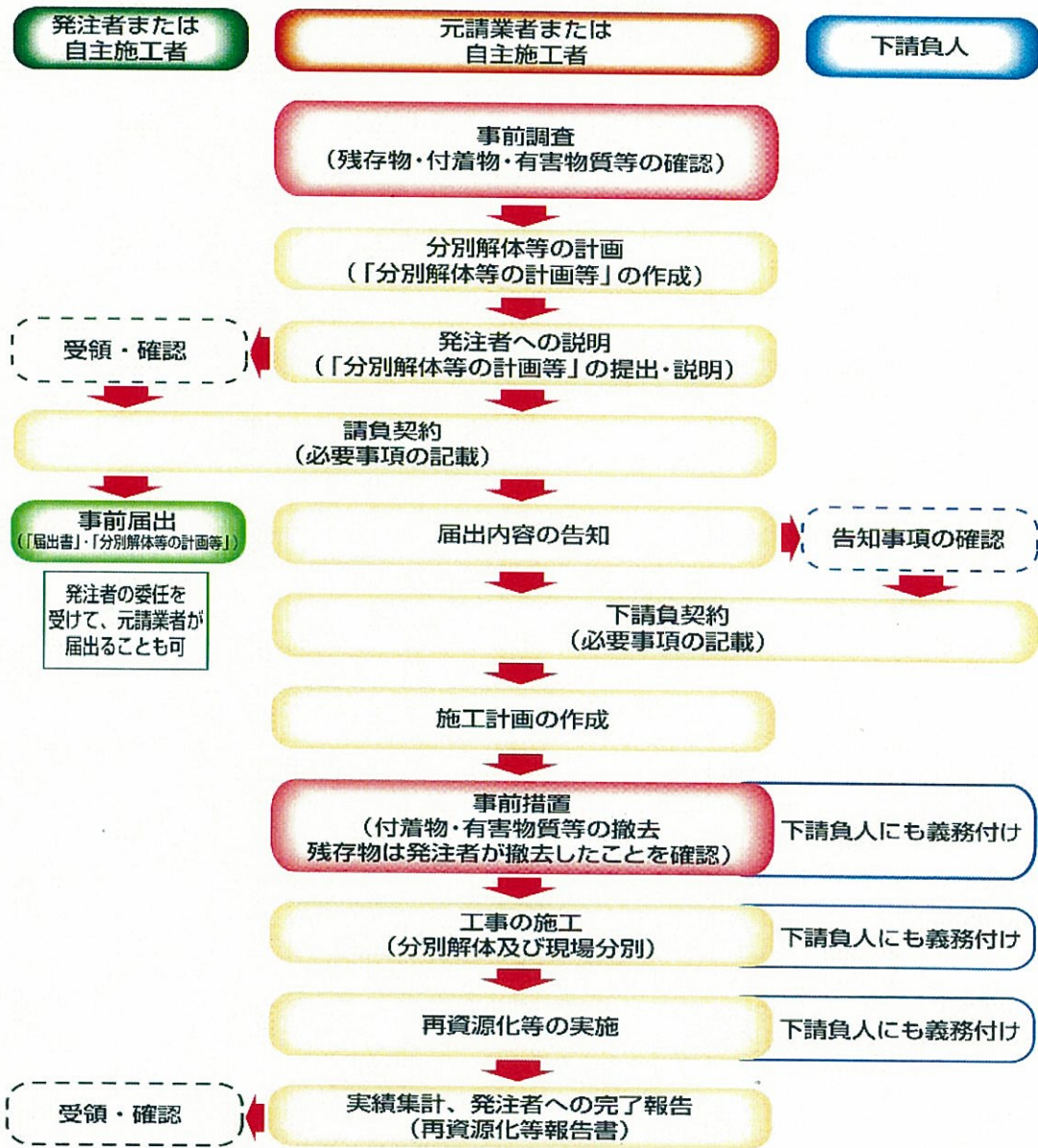
それぞれの有害物質等には、下記のような法律が適用されます。これらの法律も遵守して事前調査・事前措置・施工・廃棄物処理することが必要となります。

※病院や研究所等で、放射性廃棄物や、感染性廃棄物が発生することがあります。これらの廃棄物の大半は、一般には残存物品であり、発注者に処理してもらうことが必要です。

- ・アスベスト関連：労働安全衛生法・大気汚染防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)
- ・PCB関連：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB廃棄物特別措置法)  
廃棄物処理法
- ・フロン：特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)  
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)  
地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策法)
- ・特定家電：家電リサイクル法・廃棄物処理法
- ・その他：廃棄物処理法

注) ( )内は、略称

## <建設リサイクル法によるフロー>



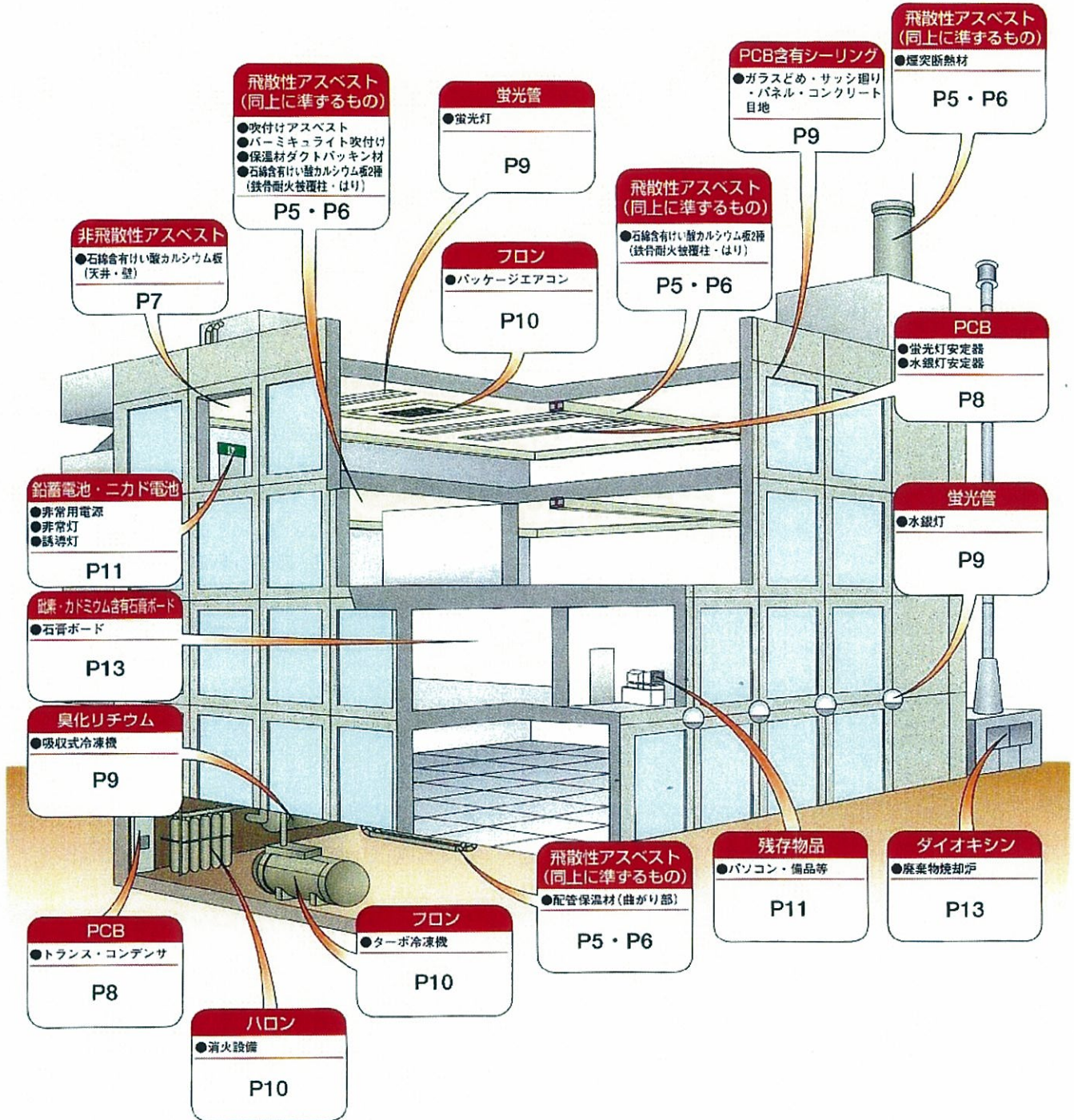
## <付着物等の例>

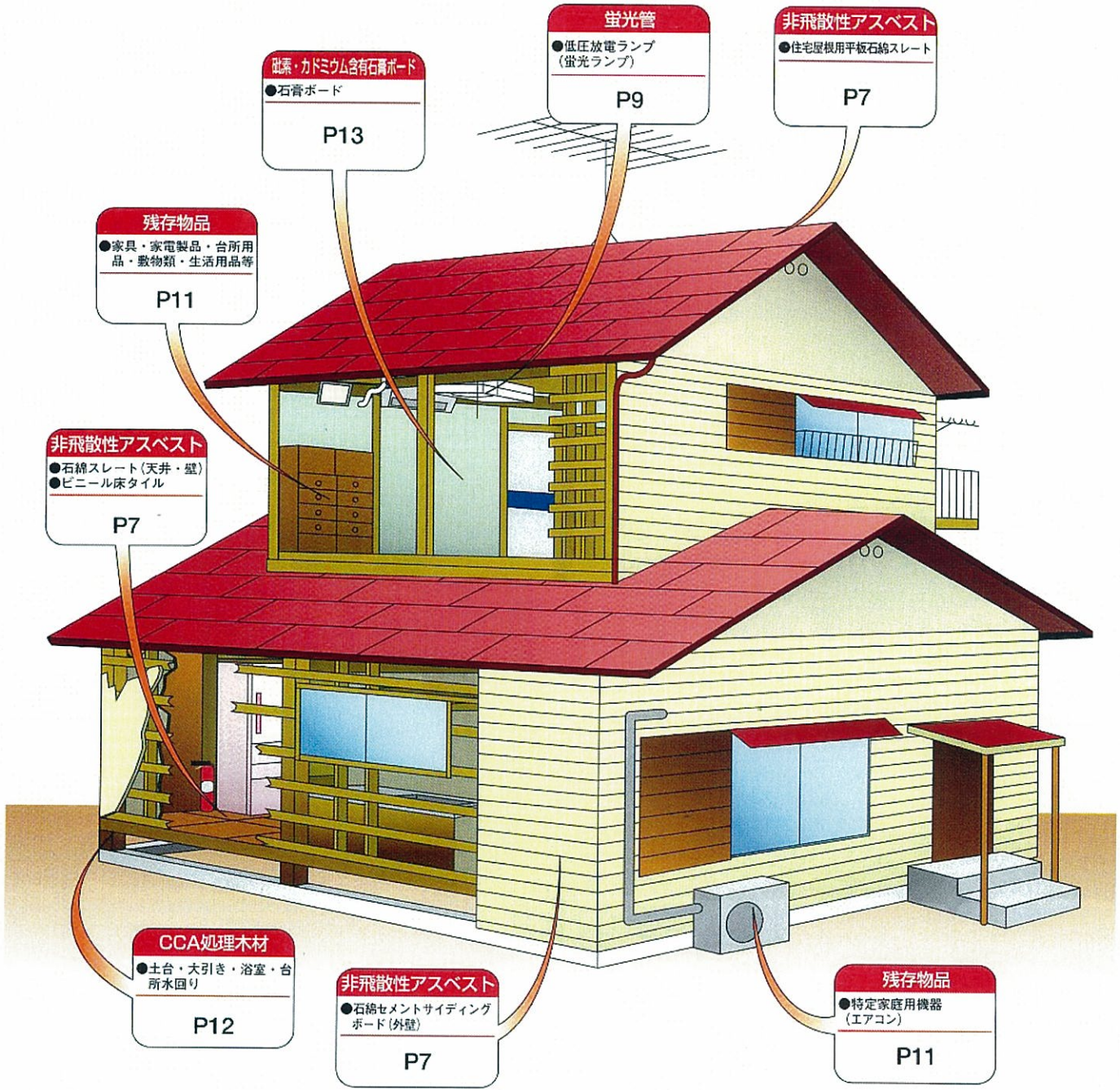
|         |                   | 特定建設資材の付着物(※)  | その他事前措置の必要なもの  |
|---------|-------------------|--|--|
| 石綿      | 飛散性<br>(準ずるものも含む) | 吹付け石綿<br>石綿含有吹付けロックウール<br>石綿含有煙突断熱材  | 石綿含有けい酸カルシウム板耐火被覆成形板<br>配管保温材<br>空気ダクトジョイントパッキン                                      |
|         | 非飛散性              | ビニール床タイル   | 石綿セメント板<br>石綿含有けい酸カルシウム板<br>押出成形セメント板<br>住宅屋根用石綿セメント板<br>住宅外壁用石綿セメント板                |
| その他の付着物 |                   | 吹付けロックウール<br>バーライト吹付け<br>打込み木毛セメント板<br>打込み木片セメント板<br>打込み発泡ポリスチレン板<br>吹付け発泡ウレタン |  |
| その他     |                   |  | PCB含有物(塵PCB・PCB汚染物を含むもの)<br>冷凍機冷媒フロン<br>冷凍機冷媒臭化リチウム<br>砒素・カドミウム含有石膏ボード<br>蓄電池<br>蛍光灯 |

(※) 建設リサイクル法で事前除去が義務付けされている付着物

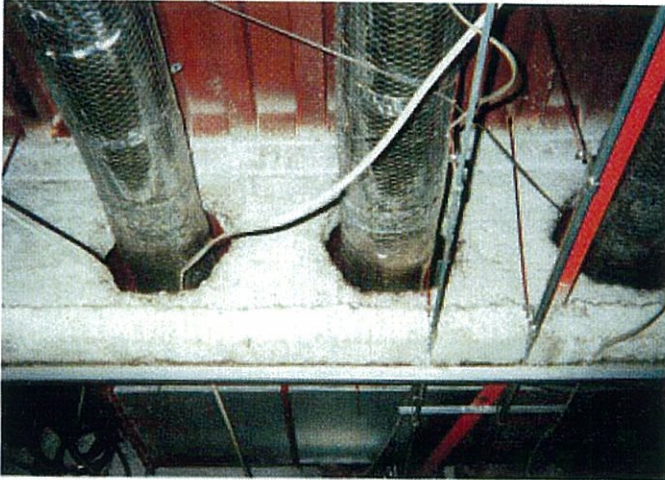
# 目次

建築物（コンクリート造・木造）の解体・改修時に、特に注意して頂きたい有害物質等を含む建材等の主な使用箇所、及びその解説ページを枠内に示しましたので、ご参照下さい。





# 飛散性アスベスト(飛散性に準ずるものも含む)



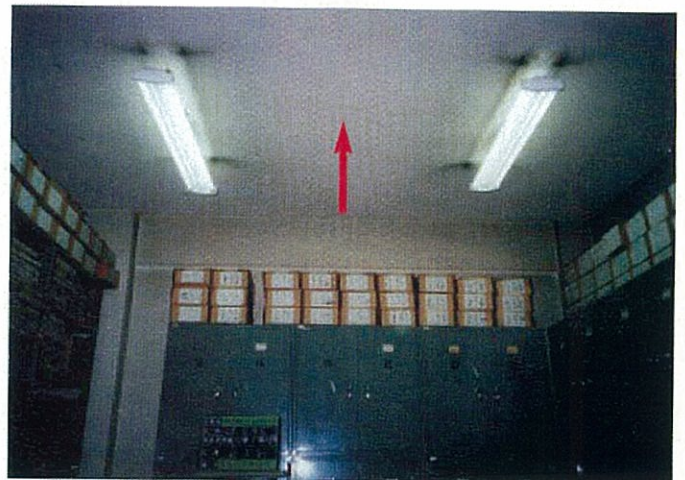
吹付アスベスト・石綿含有吹付ロックウール (S造の耐火被覆)



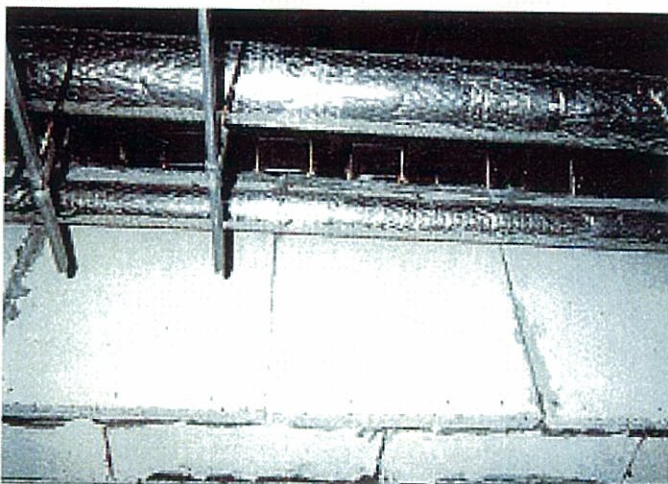
吹付アスベスト・石綿含有吹付ロックウール (吸音用)



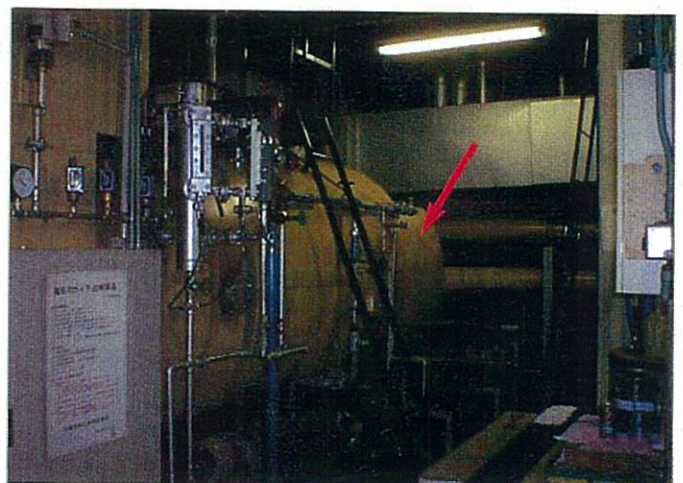
石綿含有保温材 (配管曲がり部)



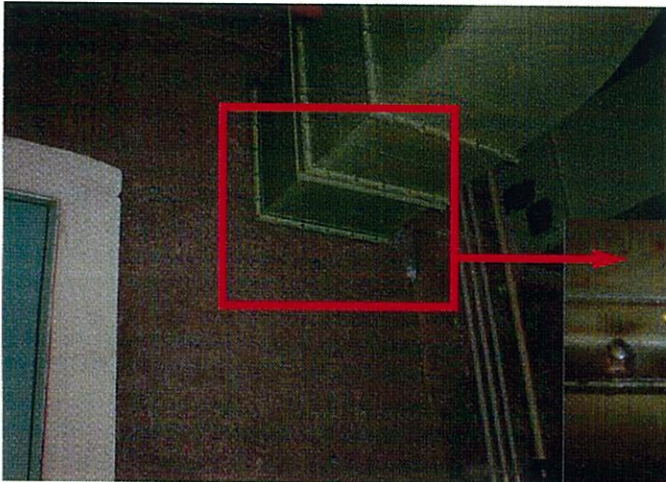
石綿含有バーミキュライト吹付 (天井)



石綿含有ケイ酸カルシウム板 (2種) (S造の耐火被覆)



石綿含有保温材 (ボイラ外周部)



保温材ダクトパッキン材（飛散しやすい状態のもの）



保温材ダクトパッキン材

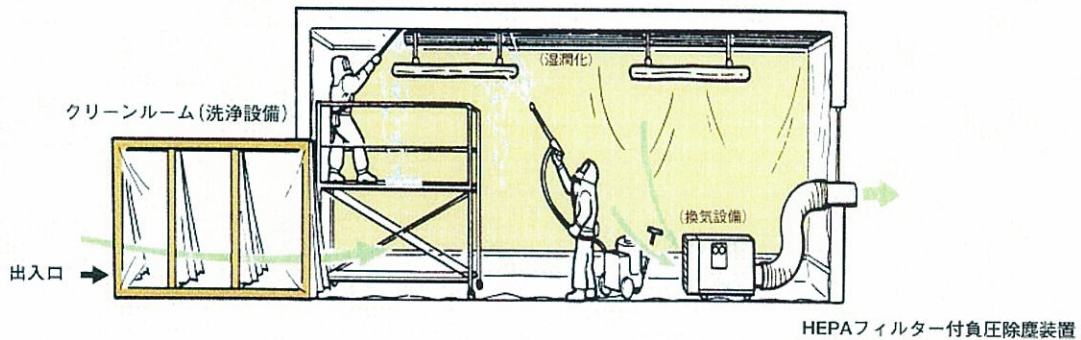


図 吹付けアスベスト除去等における隔離養生等

### 確認方法

石綿の使用箇所調査（労働安全衛生法で元請業者に義務付け）

建材及び使用時期により判断（P.14を参照）

判断できない場合については、サンプリングをして分析

### 法規制

労働安全衛生法：事前調査（特定化学物質等障害予防規則38条の10）・工事計画届（対象：吹付アスベスト除去）  
マスク等の使用その他必要により防塵措置（同上38条の9）・除去作業場所の隔離（対象：吹付アスベスト除去）（同上38条の11）

大気汚染防止法：特定粉塵排出等作業の実施の届出（対象：吹付アスベスト除去、封じ込め、囲い込み）

廃棄物処理法：「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置（都道府県等により届出必要）

都道府県等条例・要綱：上記以外にも届出が義務付けられていることもある

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物又はその他に該当、届出必要

### 措置内容

〈解体時〉ビニールシートによる隔離養生、負圧除塵、クリーンルームの設置

〈処理時〉特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として処分

特別管理産業廃棄物の許可業者（収集運搬・処分）に処理委託

埋立処分の際は、耐水性の材料による二重梱包またはコンクリート固形化の措置

熔融処理による処分又は再生

養生用ビニールシート、保護衣等も「廃石綿等」として処理

# 非飛散性アスベスト(石綿含有建材)



石綿スレート (波形)



ビニール床タイル (石綿含有)



住宅屋根用平板石綿スレート



石綿セメント・サイディング



石綿含有けい酸カルシウム板  
石綿スレート (石綿含有フレキシブルボード)

## 確認方法

非飛散性アスベスト使用箇所の調査 (労働安全衛生法で元請業者に義務付け)  
建材及び使用時期により判断 (P.14を参照)  
判断できない場合はサンプリングをして分析

## 法規制

労働安全衛生法：事前調査 (特定化学物質等障害予防規則38条の10)  
マスク等の使用その他必要により防塵措置 (同上38条の9)

## 廃棄物処理法

## 措置内容

〈解体時〉撤去時、十分な湿潤化

原則として人力作業による取外し

作業員は保護マスク、保護衣 (粉塵除去の容易な素材) を使用

〈処理時〉石綿スレート等は産業廃棄物「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」として処理

ビニール床タイルは産業廃棄物「廃プラスチック」として処理

産業廃棄物の許可業者 (収集運搬、処分) に処理委託

搬出車両は飛散防止の為にシートを掛ける

原則として破砕せず安定型最終処分場に直接埋め立て

# 平成17年7月1日より石綿障害予防規則が施行されました

## 〔背景〕

1970年から90年にかけて年間約30万トンという大量の石綿が輸入されており、これらの石綿のうち8割以上は建材に使用されたと言われている。この時期に建築された建築物には石綿が多く使用されており、今後、これらの建築物は寿命とともに解体されることとなりますが、そのピークは、2020年から2040年頃になると予想されており、建築物の解体作業における石綿ばく露防止対策の徹底が今日的課題となっています。しかしながら、建築物の解体作業は、

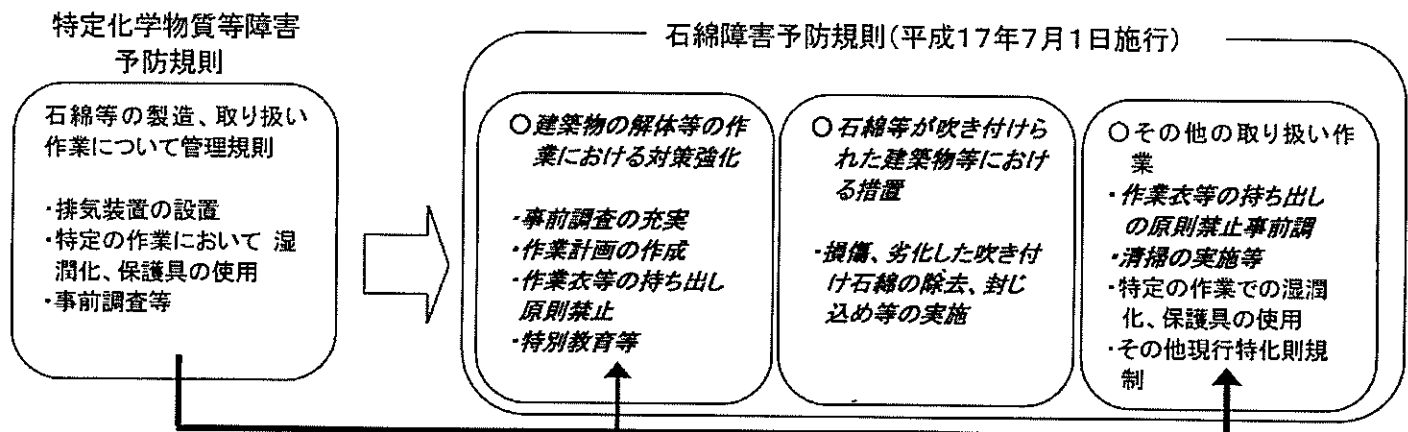
- ① 作業が一時的かつ非定常的な作業であること
- ② 建築物の石綿の使用箇所の判別が困難な場合が多いこと
- ③ 解体工事に従事する労働者は、石綿の有害性に対する認識が必ずしも高くないこと

などの問題点があり、これらに対応した的確な対策を行うことが求められています。

## 〔石綿製品に係る対策の充実〕

今後石綿を含有する建築物の解体作業が本格化すること等から、これからの石綿ばく露防止対策は、石綿の製造や使用の場面ではなく、建築物の解体作業など、既に使用されている石綿を除去する場面におけるものが中心となり、他の特定化学物質とは措置の内容が大幅に異なることから、下図のとおり、建築物等の解体等の作業における対策の強化や石綿等が吹き付けられた建築物等における措置等の充実を図るとともに、特定化学物質等障害規則（特化則）から分離し、新たに石綿障害予防規則（石綿則）を制定したところです。

石綿則は、2月24日に公布され、本年7月1日より施行されました。



\* 強調斜体は、石綿障害予防規則の制定により対策が強化されたもの

## 〔建築物等の解体等の作業における対策の強化〕

### (1) 建築物等の解体等における石綿使用の事前調査(第3条)

現行の特化則の規定でも、事業者は、建築物の解体作業を行うときは、石綿の使用状況を設計図書等により調査をすることとされているが、調査を行っても、石綿の使用の有無が必ずしも明らかとならない場合もあり、結果として必要な対策が講じられないで作業が行われる場合もある。

このため、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査を行い、その結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿の使用の有無を分析により調査することとした。

ただし、吹付け材以外については、石綿が使用されているものと見なして、石綿則等に基づく措置（解体される部材を湿潤な状態にすることや労働者に保護具を使用させること等）を講ずる場合は、分析による調査は、必要ないものとした。

### (2) 建築物等の解体等の作業における作業計画の作成(第4条)

建築物等の解体等の作業は、非定常的な作業であることから、あらかじめ当該作業に従事する労働者への石綿粉じんのばく露防止対策等を盛り込んだ作業計画を作成したうえで、当該計画に基づいて作業を行わなければならないこととしたこと。

### (3) 解体等の作業の届出(第5条)

耐火建築物等の吹付け石綿の除去作業については、既に労働安全衛生法第88条第4項に基づく計画の届出が義務付けられているが、保温材、断熱材、耐火被覆材の除去作業は、吹付け石綿の除去作業ほどではないが、高濃度の石綿粉じんを発散させるおそれがあることから、これらの作業については、あらかじめ石綿ばく露防止対策等の概要等を記載した作業届を労働基準監督署長に届け出させることとしたこと。

### (4) 特別教育の実施(第27条)

建築物等の解体等の作業は、非定常的な作業であり、また、これらに従事する労働者の中には、石綿を取り扱っているという意識が低く、石綿の有害性に関し十分な教育がなされておらず、十分な知識を有していない者も多く、適切な防護措置を取らずに石綿にばく露している場合が多いと指摘されていることから、解体作業を行う労働者に必要な知識を付与するための特別教育を義務付けることとしたこと。

### (5) 隔離・立入り禁止措置(第6条、第7条)

物吹付け石綿の除去作業については発じん量が著しく大きいため、既に作業場所を隔離しなければならないことが規定されているが、これに準じて粉じんを発生するおそれのある石綿を含有する保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業についても、周辺で他の作業を行う労働者の石綿によるばく露を防止するため、当該作業場所について直接保温材等の除去作業を行う労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を表示しなければならないこととしたこと。

また、複数の事業場の労働者が同時に作業を行う場合には、特定元方事業者は、当該保温材等の除去作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならないこととしたこと。

### (6) 解体される建材等の湿潤化(第13条)

現行の特化則の規定でも義務付けられているが、石綿則においても同様に、石綿を使用した建築物等の解体等の作業において、解体される石綿含有建材等を湿潤な状態にしなければならないこととしたこと。

また、石綿則では、さらにこれらの作業を行った場所の掃除の作業も追加されたものであること。

### (7) 保護具の使用(第14条)

現行の特化則の規定でも義務付けられているが、石綿則においても同様に、(6)の作業を行う場合には、呼吸用保護具(防じんマスク)、作業衣(又は保護衣)を使用しなければならないこととしたこと。

### (8) 保護具等の管理(第46条)

石綿は繊維状の物質で、衣服等に付着しやすく、また、空気中に浮遊しやすい物質であるため、作業衣等については、作業の後、適切に管理しないと二次発じんの原因となる。

このため、使用された呼吸用保護具、作業衣等を他の衣服と隔離して保管するとともに、付着した物を除去した後でなければ、作業場の外へ持ち出すことを禁止することとしたこと。

### (9) 石綿の使用状況の通知(第8条)

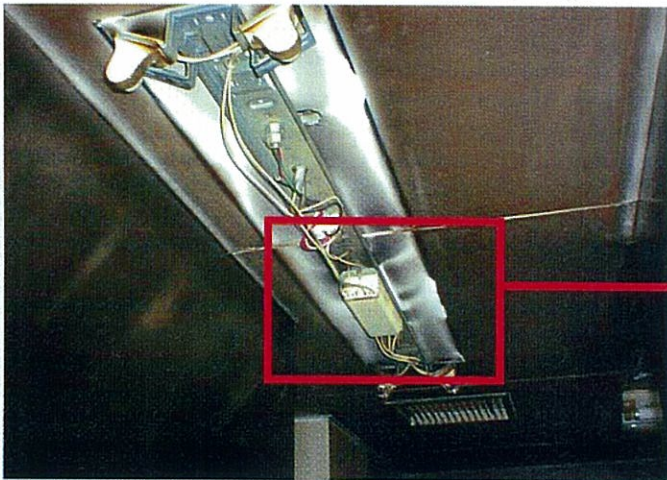
建築物等の解体等の作業を行う仕事の発注者(建築物の所有者、管理者等)は、当該仕事の請負人に対し、当該建築物等における石綿の使用状況等(設計図書など)を通知するよう努めなければならないこととしたこと。

### (10) 建築物の解体工事等の条件(第9条)

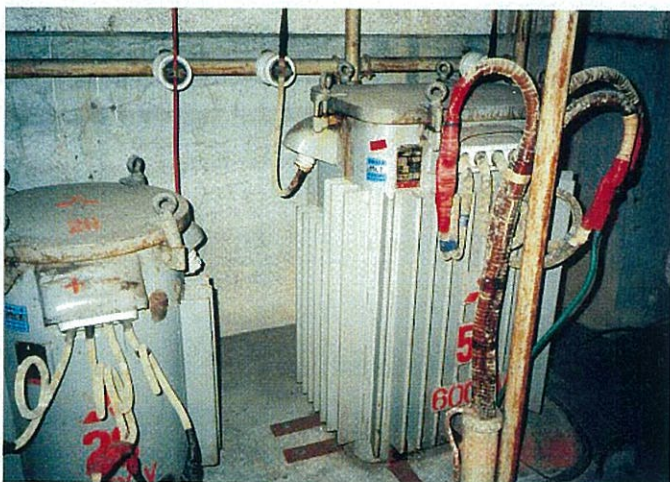
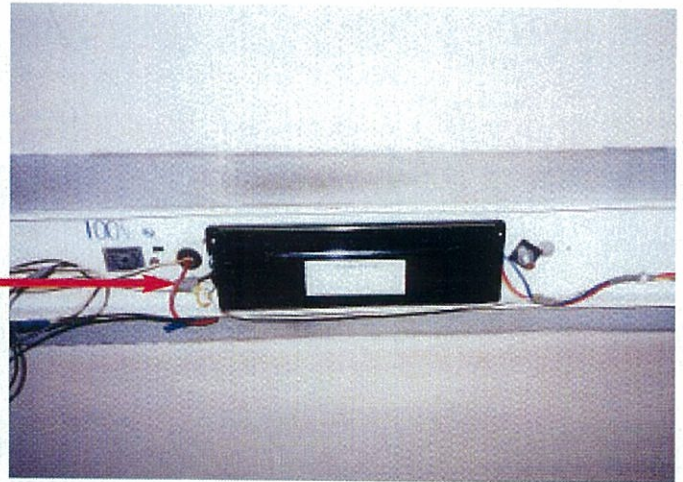
建築物等の解体等の作業を請け負った事業者が、契約条件等により必要な措置を講ずることができなくなることはないよう、建築物等の解体等の作業の注文者は、建築物の解体方法や費用等について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととしたこと。

詳しくは厚生労働省HP「石綿障害予防規則の制定について」URL:<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0224-1.html>をご覧ください。

# PCB (ポリ塩化ビフェニル)



蛍光灯安定器



トランス



コンデンサ

## 確認方法

蛍光灯安定器：ラピッドスタート形 (FLR) 40W2灯用及び110Wが主、一般家庭用には無し  
水銀灯安定器 1957～1972年製造品にPCB有  
不明の場合、メーカーまたは (社)日本照明器具工業会に照会のこと

トランス・コンデンサ：メーカー、(社)日本電機工業会に確認 (TEL.03-3556-5885 URL: <http://www.jema-net.or.jp>)  
又は、経済産業局・都道府県等廃棄物部局の登録簿で確認

## 法規制

PCB廃棄物特別措置法：届出必要

(保管、使用から保管への変更、保管場所の変更)  
(保管中の譲渡、譲受は禁止)

電気事業法：PCB電気工作物の使用・使用変更・廃止・使用中止などを所轄する経済産業局長へ報告  
都道府県等による要綱等：届出必要

(使用中PCB製品発見、紛失、不明、事故等)

廃棄物処理法：「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置 (都道府県等により届出必要)

## 措置内容

〈処理方法〉現状では処分施設が無いため建物所有者へ引き渡し、廃棄物処理法に基づき保管  
保管基準：立ち入り禁止、看板設置 (PCB廃棄物の明示)、漏洩防止措置  
PCB廃棄物特別措置法により2016年までに処理しなくてはならない

# PCB含有シーリング材



建築物の外壁等を構成するガラス、サッシ、パネルなどの目地に使用

## 確認方法

1972年以前に、施工された建築物の外壁等を構成するポリサルファイド系の目地材

〈第1次判定〉ポリサルファイド系のシーリング材か否か、日本シーリング材工業会でも判定可能

〈第2次判定〉ポリサルファイド系シーリング材にPCBが含まれているか、専門分析機関に依頼

## 法規制

PCB廃棄物特別措置法・廃棄物処理法による

## 措置内容

立ち入り禁止措置、撤去物散逸防止措置を行い、除去除去物は、保管容器に収納

保管物は、建物所有者へ引き渡し、廃棄物処理法等に基づき届出保管

問合せ先：日本シーリング材工業会 03-3255-2841

E-mail：info@sealant.gr.jp

URL：http://www.sealant.gr.jp/

# 蛍光管



蛍光灯



水銀灯

## 確認方法

蛍光ランプ（低圧放電ランプ）

水銀ランプ（高圧放電ランプ）

## 措置内容

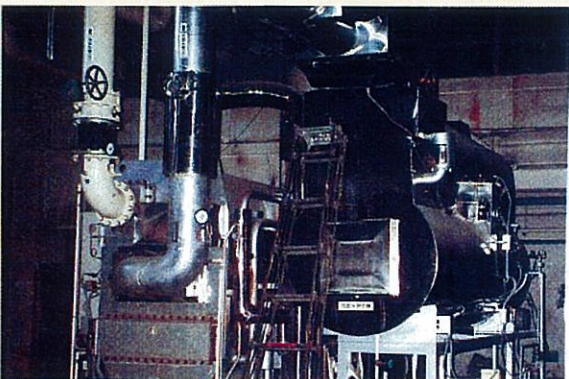
封入されている水銀を流出させないため破損しない様に取り外し、運搬、処分

運搬：「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「金属くず」の運搬許可業者

処分：ガラス・金属くずの処分業許可を有する中間処理施設での処分

または蛍光管専門の中間処理施設での処分

# 臭化リチウム



吸収式冷凍機

## 確認方法

吸収式冷凍機に使用されている

## 法規制

廃棄物処理法：六価クロムを含むものは特別管理産業廃棄物（廃アルカリ特定有害産業廃棄物）

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

（都道府県等により届出の要有）

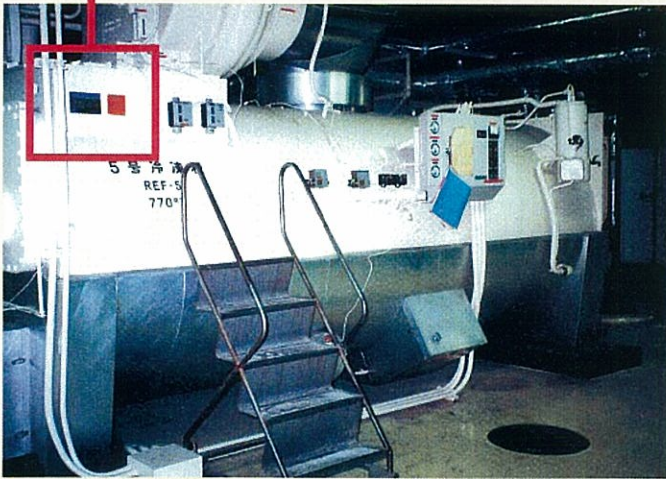
## 措置内容

特別管理産業廃棄物「廃アルカリ・特定有害産業廃棄物（六価クロム）」の処分業許可を有する処理施設にて処分

# フロン



銘板



ターボ冷凍機

## 確認方法

特定フロン(オゾン層の破壊大・温室効果大):  
CFC11、12、113、114 (1995年製造中止)

特定フロン(オゾン層の破壊小・温室効果大):  
HCFC22、123等 (2020年製造中止)

代替フロン(オゾン層の破壊無・温室効果大):  
HFC134a、152a、143a、32等 (自主的削減取組中)

## 法規制

フロン回収破壊法、家電リサイクル法、高圧ガス保安法  
(参考法令: オゾン層保護法、地球温暖化対策法)

## 措置内容

業務用エアコン: フロン回収破壊法により都道府県知事登録回収業者が回収

家庭用エアコン: 家電リサイクル法により処理  
フロン種別毎に国の許可業者による破壊処理

※フロンは、オゾン層破壊物質であると同時に高い地球温暖化係数をもった温室効果ガスである  
<各温暖化ガスの地球温暖化係数>

CO<sub>2</sub> : 1

フロン11: 4,000

SF<sub>6</sub> : 23,900

(高圧機器等に使用されている六フッ化硫黄)

# ハロン



消火設備

## 確認方法

現在製造中止 (17,000トン使用中)

消火設備全般を確認必要

## 法規制

高圧ガス保安法、消防法 (参考法令: オゾン層保護法、地球温暖化対策法)

## 措置内容

消火設備の制御盤、操作箱に記載の消火設備設置業者に回収依頼

回収・運搬は、ハロンバンクに登録された業者に委託  
新設・補充用に再利用

問合せ先: ハロンバンク推進協議会 03-5404-2180

## 残存物品



特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機）



その他（PC）



その他（タンス等）

### 確認方法

什器、備品等（固定されていないもの）  
 エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機  
 （家電リサイクル法の特定家庭用機器）  
 パソコン等

### 措置内容

#### 〈事前措置〉

建築物内の残存物品調査を行い残存物品が有る場合、  
 発注者に撤去を要請し、着手前に確認する

#### 〈処理時〉

家庭から生じる残存物品は一般廃棄物、企業から生じる  
 残存物品は一般廃棄物（木造家具等）と産業廃棄物  
 （金属製家具等）として処分

特定家庭用機器は、家電リサイクル法により、メー  
 ーリサイクル

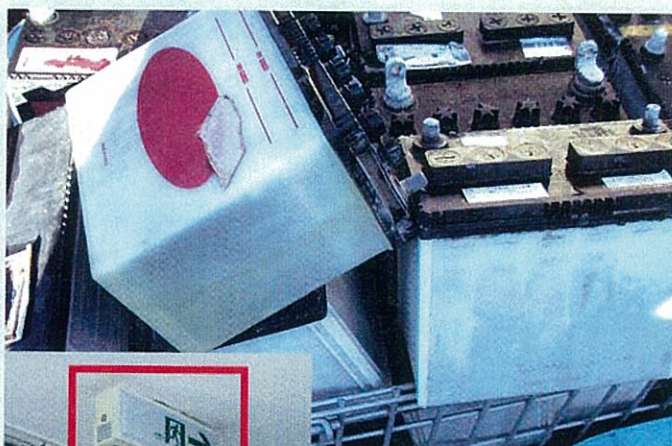
業務用エアコン、冷凍機フロンガスは、フロン回収破壊  
 法による

パソコンは資源有効利用促進法によりメーカーリサイ  
 クル

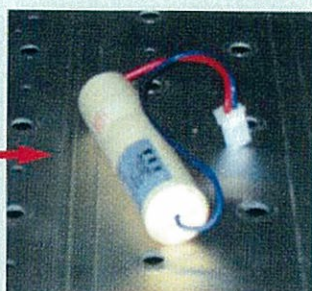
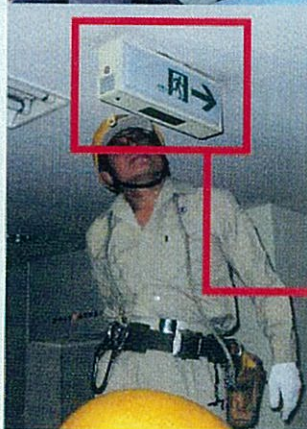
問合せ先：（財）家電製品協会 03-3578-1311

URL： <http://www.aeha.or.jp/>

## 鉛蓄電池・ニカド電池



鉛蓄電池



ニカド電池

### 確認方法

#### 電池の種類

- ・鉛蓄電池（小形シール鉛蓄電池含む）
- ・小形二次電池：ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池
- ・その他電池：アルカリ蓄電池、乾電池など

#### 使用設備

- ・非常用電源：鉛蓄電池、アルカリ蓄電池
- ・非常灯、誘導灯：ニカド電池

### 法規制

資源有効利用促進法により小形シール鉛蓄電池及び小  
 形二次電池の回収・リサイクルがメーカーに義務付け。

- ・小形シール鉛蓄電池については製造元の蓄電池メーカーまたは機器  
 メーカーに問い合わせ。
- ・小形二次電池については有限責任中間法人JBRCに問い合わせ。

URL： <http://www.jbrc.com>

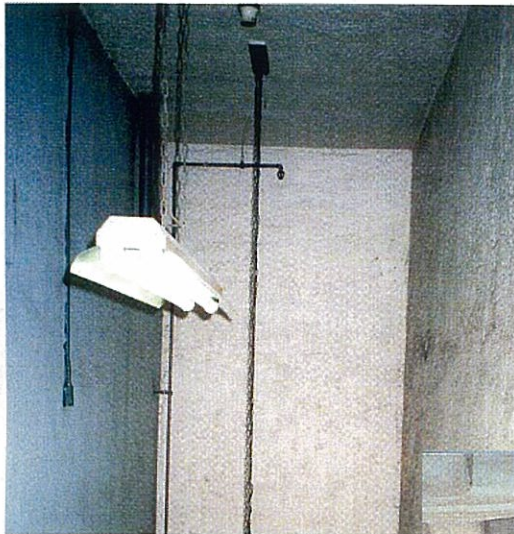
### 措置内容

#### 〈処理時〉

廃棄物は産業廃棄物として処理

- ・鉛蓄電池（小形シール鉛蓄電池含む）及びその他電池については製造  
 元の蓄電池メーカー、また不明の場合には、機器製造メーカーに問  
 い合わせ。
- ・小形二次電池については、有限責任中間法人JBRC〔産業廃棄物広域  
 認定取得（認定番号第39号）〕に問い合わせ。

# 付着物



アスベスト類

## 確認方法

特定建設資材に付着しているもの

## 法規制

建設リサイクル法：特定建設資材の解体前に除去  
廃棄物処理法

## 措置内容

〈事前措置〉 特定建設資材に付着物がある場合、事前に付着物除去を行う  
アスベスト等の有害物質の場合、関係法令を遵守し除去を実施

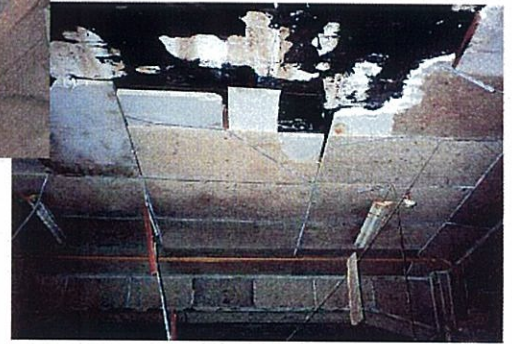


発泡ウレタン断熱材吹きつけ

廃棄物の処理は廃棄物処理法に基づき許可業者に処理委託



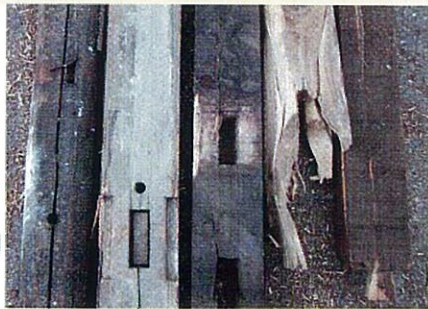
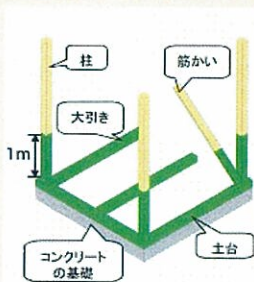
木毛セメント板打ち込み



発泡ポリスチレン打ち込み

# CCA処理木材（クロム、銅、砒素化合物系防腐材）

■土台・大引き等で使用されている（緑部分）



CCA等の処理木材が利用されている写真

## 確認方法

土台・大引き等に使用されている（土台から上1mの範囲）

地域によっては、他にも使用  
（1960年代後半～1990年代まで使用）

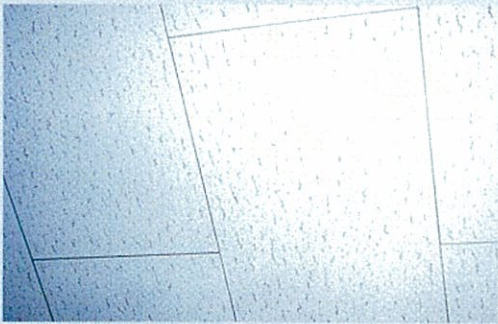
## 措置内容

CCA注入部分と、それ以外を分離・分別する  
CCA注入部分については廃棄物処理法に基づき焼却する。それ以外は再資源化  
分離・分別が困難な場合は廃棄物処理法に基づき全て焼却、埋立とする

# 砒素・カドミウム含有石膏ボード



砒素・カドミ含有石膏ボード



化粧石膏ボード

## 確認方法

主に東北地方を中心に東日本で使用されている為  
ボード裏面の下図表示を確認

### 砒素含有石膏ボード

小名浜吉野石膏ボードいわき工場：

1973～1997年4月製造のもの

ボード裏面表示：吉野石膏OY

ロット番号03 73 241050C

(3月)(1973年)

### カドミウム含有石膏ボード

日東石膏ボード八戸工場：

1992～1997年製造のもの

## 措置内容

〈解体時〉 分別解体

〈処理時〉 メーカー引取り (P.14を参照)

または、管理型最終処分場に埋立処分

● JISマーク及び許可番号



注：上記の許可番号の277057の他、  
277058も該当する。

● JISマーク及び許可番号

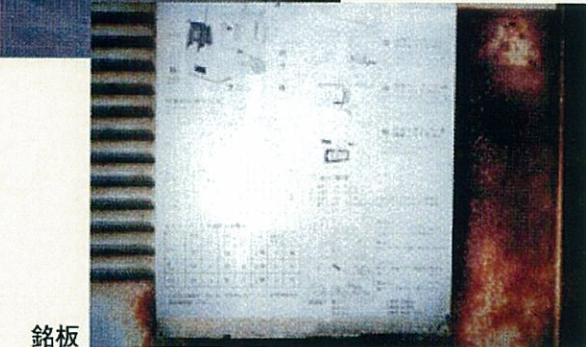


注：上記の許可番号の265024の他、  
265023も該当する。

# ダイオキシン類 (廃棄物焼却炉解体)



廃棄物焼却炉



銘板

## 確認方法

廃棄物焼却炉

## 法規制

ダイオキシン類対策特別措置法・廃棄物処理法・労働安全衛生法  
規制対象：焼却能力50kg/時または火床面積0.5m<sup>2</sup>以上の廃棄物焼却炉解体工事

焼却能力200kg/時または火格子面積2m<sup>2</sup>以上の解体工事では労働安全衛生法により工事計画届が必要  
都道府県等により上乘規制あり

## 措置内容

〈事前調査時〉 汚染付着物のダイオキシン類分析 (ダイオキシン類濃度に応じて、解体方法・保護具等が決まる)

〈解体時〉 ビニールシートによる隔離養生、負圧除塵、保護具着用の措置

汚染付着物を除去した後、解体

〈処理時〉 汚染付着物等の処理

3ng-TEQ/g超 : 特別管理産業廃棄物「ダイオキシン類」として処分

3ng-TEQ/g以下 : 産業廃棄物 (燃がら、ばい塵、汚泥等) として処分

(ng : 10億分の1g)

アスベスト製品製造時期（メーカー等のヒアリングによる）

(2004.4)

|           | 製 品                 | アスベスト製品製造時期 | 備 考                 |
|-----------|---------------------|-------------|---------------------|
| 飛散性       | 石綿吹付け               | 1975年以前     |                     |
|           | ロックウール吹付け（半湿式）：石綿含有 | 1980年頃以前    | (※) 石綿3～5%程度有       |
|           | ロックウール吹付け（湿式）：石綿含有  | 1988年頃以前    | (※) 石綿3～5%程度有       |
|           | パーミキュライト吹付け：石綿含有    | 1975年頃以前    | (※)                 |
|           | パーライト吹付け：石綿含有       | 1975年頃以前    | (※)                 |
|           | 断熱材（保温材）：石綿含有       | 1988年頃以前    | (※)                 |
| 飛散性に準ずるもの | 石綿含有けい酸カルシウム板2種     | 1985年頃以前    |                     |
|           | 煙突断熱材               | 1988年頃以前    |                     |
|           | 石綿セメント円筒            | ○           |                     |
|           | 屋根用折版               | 1984年頃以前    |                     |
|           | 石綿紡織品（ダクトジョイントにも使用） |             | 今後も使用できる            |
| 非飛散性      | 岩綿吸音板：石綿含有          | 1986年頃以前    | 天井材（※）              |
|           | ビニール床タイル：石綿含有       | 1986年頃以前    | 床材（※）               |
|           | 押出成形セメント板：石綿含有      | ○           | 建築物の非耐力壁外壁及び間仕切壁（※） |
|           | 住宅屋根用化粧スレート         | ○           | 屋根用                 |
|           | 窯業系サイディング           | ○           | 建築物の外装              |
|           | 石綿含有繊維強化セメント板（波板）   | 2004年9月以前   | 建築物の屋根及び外装（※）       |
|           | 石綿含有繊維強化セメント板（平板）   | 2004年9月以前   | 建築物の外装及び内装（※）       |
|           | 石綿セメントけい酸カルシウム板     | 1994年頃以前    | 建築物の内装（※）           |
|           | 石綿セメントパーライト板        | ○           |                     |
|           | パルプセメント板            | ○           | 建築物の外装及び内装、軒天       |
|           | パルプパーライト板           | ○           |                     |
|           | 石膏スラグ板              | ○           | 建築物の外装及び内装、軒天       |
|           | パッキン、ガスケット          |             | 今後も使用できる            |

○：2004年10月には製造禁止となる。

(※) 石綿含有有無確認必要

お問い合わせ先

| お問い合わせ                        | TEL          | ホームページアドレス                            |
|-------------------------------|--------------|---------------------------------------|
| (社) 日本石綿協会                    | 03-5765-2381 | http://www.jaasc.or.jp                |
| せんい強化セメント板協会 (SKC協会)          | 03-5445-4829 | http://www.skc-kyoukai.org/           |
| (社) 日本照明器具工業会 (PCB含有蛍光灯安定器)   | 03-3833-5747 | http://www.jlassn.or.jp               |
| (社) 日本電機工業会 (PCB含有トランス・コンデンサ) | 03-3556-5885 | http://www.jema-net.or.jp             |
| ハロンバンク推進協議会                   | 03-5404-2180 |                                       |
| (財) 家電製品協会 (家電リサイクル)          | 03-3578-1311 | http://www.aeha.or.jp/                |
| (社) 電池工業会                     | 03-3434-0261 | http://www.baj.or.jp                  |
| 有限責任中間法人JBRC                  | 03-6403-5673 | http://www.jbrc.com                   |
| 日本シーリング材工業会                   | 03-3255-2841 | http://www.sealant.gr.jp/             |
| (社) 石膏ボード工業会                  | 03-3591-6774 | http://www.gypsumboard-a.or.jp        |
| 小名浜吉野石膏 (株)                   | 0246-43-2200 |                                       |
| 日東石膏ボード (株)                   | 0178-43-7170 | http://www.mrc.co.jp/nsb/index_a.html |

# 都道府県等の問合せ窓口 (平成16年4月1日現在)

| 都道府県 | 建設リサイクル全般に関する問合せ先        |                              | 産業廃棄物に関する問合せ先                      |                        |
|------|--------------------------|------------------------------|------------------------------------|------------------------|
|      | 担当部局名・担当課等名              | 電話                           | 担当部局名・担当課等名                        | 電話                     |
| 北海道  | 建設部建築指導課                 | 011-231-4111 (内29472)        | 環境生活部環境室循環型社会推進課                   | 011-231-4111 (内24-327) |
| 青森県  | 県土整備部整備企画課               | 017-734-9644                 | 環境生活部廃棄物政策課廃棄物不法投棄対策室              | 017-734-9248           |
| 岩手県  | 県土整備部建設技術振興課             | 019-629-5952                 | 環境生活部資源循環推進課廃棄物対策係                 | 019-629-5381           |
| 宮城県  | 環境生活部資源循環推進課<br>土木部事業管理課 | 022-211-2656<br>022-211-3187 | 環境生活部廃棄物対策課指導班                     | 022-211-2649           |
| 秋田県  | 建設交通部建設管理課技術管理・研修班       | 018-860-2427                 | 生活環境文化部環境整備課産業廃棄物班                 | 018-860-1597           |
| 山形県  | 土木部建設企画課                 | 023-630-2652                 | 文化環境部環境政策推進室環境整備課廃棄物対策担当           | 023-630-3021           |
| 福島県  | 土木部建築領域建築指導グループ          | 024-521-7523                 | 生活環境部環境対策室 産業廃棄物・不法投棄監視グループ産業廃棄物担当 | 024-521-7264           |
| 茨城県  | 土木部検査指導課建設リサイクル推進室       | 029-301-4386                 | 生活環境部廃棄物対策課施設指導担当                  | 029-301-3027           |
| 栃木県  | 土木部技術管理課                 | 028-623-2421                 | 生活環境部環境整備課産業廃棄物対策室                 | 028-623-3154           |
| 群馬県  | 県土整備局監理課技術調査室            | 027-226-3531                 | 環境生活部生活環境課産業廃棄物対策推進室産業廃棄物グループ      | 027-226-2861           |
| 埼玉県  | 県土整備部技術管理課               | 048-830-5197                 | 環境防災部廃棄物指導課指導担当                    | 048-830-3125           |
| 千葉県  | 県土整備部技術管理課               | 043-223-3440                 | 環境生活部産業廃棄物課企画指導班                   | 043-223-2656           |
| 東京都  | 都市整備局都市づくり政策部広域調整課建設副産物係 | 03-5388-3231                 | 環境局廃棄物対策部 産業廃棄物対策課指導係              | 03-5388-3586           |
| 神奈川県 | 県土整備部技術管理課建設リサイクル推進班     | 045-210-6123                 | 環境農政部廃棄物対策課                        | 045-210-4151           |
| 新潟県  | 土木部技術管理課                 | 025-285-5511 (内3425)         | 県民生活環境部廃棄物対策課産業廃棄物処理業係             | 025-280-5161           |
| 富山県  | 土木部企画用地課                 | 076-444-3298                 | 生活環境部環境政策課産業廃棄物対策班                 | 076-444-3140           |
| 石川県  | 土木部監理課企画調整室              | 076-225-1711                 | 環境安全部環境整備課産業廃棄物係                   | 076-225-1472           |
| 福井県  | 土木部土木管理課技術管理室            | 0776-20-0471                 | 福祉環境部廃棄物対策課                        | 0776-20-0318           |
| 山梨県  | 土木部技術管理室<br>土木部建築指導課     | 055-223-1682<br>055-223-1735 | 森林環境部環境整備課産業廃棄物担当                  | 055-223-1515           |
| 長野県  | 住宅部建築管理課                 | 026-235-7346                 | 生活環境部廃棄物対策課産業廃棄物係                  | 026-235-7178           |
| 岐阜県  | 基礎整備部建築指導課               | 058-272-1111 (内3784)         | 健康福祉環境部環境局廃棄物対策課産業廃棄物係             | 058-272-1111           |
| 静岡県  | 土木部技術管理室                 | 054-221-2131                 | 環境森林部環境総室 廃棄物リサイクル室                | 054-221-2423           |
| 愛知県  | 建設部建築指導課                 | 052-961-2111 (内2836)         | 環境部廃棄物対策課                          | 052-954-6235           |
| 三重県  | 県土整備部公共事業運営室技術管理グループ     | 059-224-2918                 | 環境部循環型社会構築分野廃棄物・化学物質チーム            | 059-224-2475           |
| 滋賀県  | 土木交通部監理課                 | 077-528-4118                 | 琵琶湖環境部廃棄物対策課                       | 077-528-3474           |
| 京都府  | 土木建築部指導検査課               | 075-414-5227                 | 企画環境部循環型社会推進課産業廃棄物係                | 075-414-4717           |
| 大阪府  | 建築都市部建築指導室審査指導課          | 06-6941-0351 (内3025)         | 環境農林水産部環境整備室産業廃棄物指導課               | 06-6944-3895           |
| 兵庫県  | 県土整備部県土企画局技術管理室          | 078-362-3575                 | 県民生活部環境局環境整備課産業廃棄物指導係・同規制係         | 078-362-3279           |
| 奈良県  | 土木部技術管理課建築技術グループ         | 0742-27-7608                 | 生活環境部廃棄物対策課                        | 0742-22-1101           |
| 和歌山県 | 県土整備部県土整備政策局技術調査課        | 073-441-3084                 | 環境生活部環境政策局廃棄物対策課                   | 073-441-2692           |
| 鳥取県  | 県土整備部管理課企画調整室            | 0857-26-7410                 | 生活環境部循環型社会推進課                      | 0857-26-7684           |
| 島根県  | 土木部技術管理室                 | 0852-22-6014                 | 環境生活部廃棄物対策課                        | 0852-22-5261           |
| 岡山県  | 土木部監理課技術管理室              | 086-226-7460                 | 生活環境部廃棄物対策課                        | 086-226-7308           |
| 広島県  | 土木建築部技術管理総室技術調整室         | 082-228-0195                 | 環境生活部環境局産業廃棄物対策室                   | 082-228-0949           |
| 山口県  | 土木建築部監理課技術管理室            | 083-933-3636                 | 環境生活部廃棄物リサイクル対策課                   | 083-933-2983           |
| 徳島県  | 県土整備部建設管理課               | 088-621-2622                 | 県民環境部環境局廃棄物対策課                     | 088-621-2259           |
| 香川県  | 土木部技術企画課                 | 087-832-3511                 | 環境部廃棄物対策課                          | 087-832-3226           |
| 愛媛県  | 土木部管理局土木管理課技術企画室         | 089-941-2111 (内2648)         | 県民環境部環境局廃棄物対策課産業廃棄物指導係・審査係         | 089-912-2355           |
| 高知県  | 土木部建設管理課                 | 088-823-9826                 | 文化環境部廃棄物対策課産業廃棄物班                  | 088-823-9687           |
| 福岡県  | 建築都市部建築指導課               | 092-643-3720                 | 環境部廃棄物対策課                          | 092-643-3363           |
| 佐賀県  | 県土づくり本部建設・技術課            | 0952-25-7168                 | 環境生活部廃棄物対策課                        | 0952-25-7078           |
| 長崎県  | 土木部技術情報室                 | 095-824-3599                 | 県民生活環境部廃棄物・リサイクル対策課                | 095-821-4499           |
| 熊本県  | 土木部土木技術管理室               | 096-383-0911                 | 環境生活部廃棄物対策課                        | 096-383-0628           |
| 大分県  | 土木建築部建設政策課               | 097-536-1111 (内4558)         | 生活環境部廃棄物対策課                        | 097-538-5304           |
| 宮崎県  | 土木部技術検査課                 | 0985-26-7178                 | 生活環境部環境対策推進課産業廃棄物係                 | 0985-26-7081           |
| 鹿児島県 | 土木部技術管理課                 | 099-286-3515                 | 環境生活部環境整備課産業廃棄物係                   | 099-286-2596           |
| 沖縄県  | 土木建築部技術管理室               | 098-866-2374                 | 文化環境部環境整備課                         | 098-866-2231           |

※労働安全衛生法に関する問合せ先：各地方労働局・労働基準監督署

※フロン回収破壊法全般及びフロン類破壊業者の許可申請の問合せ先：環境省地球環境局環境保全対策課 03-3581-3351(代)  
経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室 03-3501-1511(代)

●法律の条文等については、国土交通省HP(リサイクルホームページ)をご覧ください。  
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>  
 編集・発行：建設副産物リサイクル広報推進会議  
<http://www.suishinkaigi.jp>  
 事務局(財)先端建設技術センター 企画部 Tel.03-3942-3991

## 建設副産物リサイクル広報推進会議とは

建設副産物リサイクル広報推進会議は、国土交通省、都道府県、政令市、公団等から構成される各地方建設副産物対策連絡協議会や建設業団体など、関係機関が一体となって建設副産物のリサイクルに関する普及啓発活動を推進するため、平成4年5月に設立された団体です。



古紙配合率100%再生紙を使用しています